

福知山市自治基本条例推進委員会(第4回)概要報告

〔日 時〕令和3年11月19日(金)14:00～15:50

〔場 所〕ハピネスふくちやま 多目的室

〔出席者〕委員…8人、事務局…3人、傍聴者…0人

■開会

■前回のふりかえり

■意見交換「市民との情報共有について」

(1)テーマ選定理由・目的

前回の会議で、まちづくりを進めるための情報共有のあり方に課題があることがわかった。

しかし、すでに決まった情報(決定事項)を受け取ったとしても、それは「知識」であり、まちづくりを進めるために活用する情報と異なるのではないか。自治基本条例でいう「情報共有」にはなっていないのではないか。そして、市職員の意識もずれているのではないか。以上の課題をふまえて、どうすれば自治基本条例にそくした情報共有ができるが考える。

(2)市職員の情報共有に関する意識調査及びそれに対する委員の意見等

アンケート調査によると、市職員は、市の方針が明確に決まって、もう動かない状態になれば市民に伝えられると思っているが、確定前の情報を出すことについては非常に抵抗感があることが明らかとなった。

・ 情報を出さないことに対して一方的に憤っているわけではなく、情報をやり取りする中で、市民と行政の間で一定の共通理解ができればということではないかと思う。

・ 情報は出して終わりではなく、いかにリンクするかだと思う。まずはアクションを起こし、その中で相互理解を深めていくことが大事。

⇒ 行政の発信する情報と市民の発信する情報、それぞれがレベルの違うところでやっているのではないか。

たとえば、市民の方は方針が決まったことを発信するというよりは、考えたことを伝えて行政を動かしたい、変えたいと思って発信している。つまり、市民は未成熟な情報で発信している。しかし、逆に行政は、確定した情報を発信していて、まったくレベルが違うところで行っている。相互発信となると、発信レベルについて考えることは重要になる。

・ 単年度制のもつ弊害は大きい。担当セクションが変わる等の影響で、十分に引継ぎができずにまた1から説明し直し、関係を構築し直しという課題がある。

(3)情報公開制度における「情報」と自治基本条例でいう「情報」の違い

- ・ 情報公開制度における「情報」と、自治基本条例でいう「情報」は質が異なる。行政が持っている情報そのものの共有であり、その中に情報公開という制度があるというイメージ。

行政の持つ情報は幅広く、情報公開制度に基づいて開示せねばならない情報ばかりではない。

たとえば、市が何らかの施策を考えると、関係団体等に照会すると思うが、これは情報公開制度に基づけば決してできないこと。

これは、裁量と言うよりは、政策形成のプロセスで情報が共有されないとできないこと。これを情報の「提供」という。民主主義である以上、施策形成にあたり情報が共有されることが基本。未成熟な情報であってもなくても、情報を積極的に出していく事が自治基本条例において重要としていること。

- ・ 情報を共有するだけでなく、共有した上で、行政と一緒に施策や地域の方向性を考えていく場が欲しい。市民協「働」なのだから、市民の考え方や方向性が検討されるべきである。

⇒ 職員の中には、情報を共有することで、市の思い通りに施策を進められないのではないかという不安があるのではないか。一般的に、ある課題に取り組む時は一定の想定をすることが多いが、その想定からなるべく外れないようにしたいという思いがアンケートにも表れている。

原則として、皆が想定できるような、一緒に物事を共有して決定できる場を作ることができれば、お互いやりやすいのではないかと思うが…。

(4)どうすれば、市民と行政との情報が相互に行き交うか

- ・ 行政が持つ情報・・・自治基本条例自体も含めて、どうしたら市民に共有してもらえるかという課題になるが、これは市だけではなく、市民側のアプローチにも工夫ができると言えるし、または行政と市民の間に何か仕掛けを作るというのも一つ。

- ・ 市の情報をデータベース化して、登録制にしてアクセスできればと思う。

⇒ 現在、市のオープンデータの提供サービスは、京都府の仕組みと連携し、誰でも閲覧できる。ただし、データと言っても数値ばかりなので、データを扱う事業者を想定したものと言える。加工して活用できるようなイメージと思われる。AEDや避難所等の場所も公開されているが、それはあくまでマップの座標で示されているに過ぎない。

- ・ もう一つの議論として、そもそもオープンデータについて積極的な周知をしてこなかったところがある。経済産業省は、産業政策や地域おこしにオープンデータを活用して活性化に

つなげてほしいというねらいから(RESAS等を)始めた経過がある。だが、その時に情報の公開性そのものについての議論はできていない。

つまり、福知山市では、情報の提供の観点から、今の情報の扱い方でよいのか議論する余地があるのではないかと。職員に、オープンデータと情報公開の関係を一步進めるにはどうしたらよいか考える必要がある。

また、今まで市民に対して行ってきたアンケートや調査がたくさんあると思うが、これは政策そのものではなくてデータとなる。福知山市でオープンデータを提供する仕組みがあるのだから、これらのような情報をどんどん発信していくのはどうか。

- ・ オープンデータとして公開することで市民に共有してもらい、地域の課題を見つけようということもあり得るのでは。自治基本条例推進委員会は、個々の問題は各関係所管で解決するとして、解決につながる(全体的な)仕組みを提案する組織である。オープンデータ化を一步進めることを、委員会からの提案としたいがどうか。

- ・ まずは、まちづくり協議会の催し等の集まりで、オープンデータ等があることを周知していただくのはどうか。自治会等では一定の周知があると思うが、1~2年で役員が変わってしまいう地域もある。まちづくり協議会のような一定期間活動を積み重ねている組織にアプローチすることで、情報を活用してもらいやすいと思う。

■自治基本条例推進委員会の今後について

- ・ 自治基本条例そのものが市民にどれほど浸透しているか、意識した活動ができているかというのは現状厳しいところがある。

市民により自治基本条例を知ってもらい活用してもらえよう、市民と行政が協働で事業ができるプロジェクト型のようなものも想定し、提案できるような委員会にできればと思う。

- ・ モデル地域を作ってみてはどうか。自治基本条例を体現したような、見える形で示すのはどうか。また、市民憲章の「幸せを生きる」というようなキャッチフレーズを作ってみるのも一つ。

- ・ イギリスのバーミンガムという都市があるが、自治基本条例に相当するものがあり、市内の取り組みの表彰制度がある。市長が大々的に表彰し、表彰者には予算や補助金がつくという。上手くいくところとそうでないところがあるが、金銭的なインセンティブは大きいと思う。

- ・ 大切なのは、自治基本条例が守られているか、推進されているかどうかを検証する組織

であることが大切。

・ 地域に、若い市職員が研修の一環で訪ねてこられた。仕事以外で地域のことを知る機会があることはとてもいいことだと思う。もう一歩進んで、地域の人と事業を行い、それに補助金等を交付するなど・・・そのようにすれば、市民協働ができるような気がする。そして、研修の成果を地域で発表してもらえたらと思う。

【委員からの提言】

- ・市職員には、オープンデータについて考えていただきたい。研修などの形式でよいので、自治基本条例にそくした情報共有のあり方と、情報公開制度における情報開示との関わりについて庁内で周知と共有をしてほしい。
- ・市は、アンケートや調査結果をオープンデータとして積極的に公開していただきたい。